

## スーパー定期預金〔単利型〕(1/2)

平成26年3月3日現在

1. 預金の種類 商品名	自由金利型定期預金(M型)〔単利型〕 預入金額300万円未満 … スーパー定期 預入金額300万円以上 … スーパー定期300
2. 販売対象	法人および個人
3. 契約期間	(1) 定型方式 … 1カ月、3カ月、6カ月、 1年、2年、3年、4年、5年 (2) 満期日指定方式 … 1カ月超5年未満 (3) 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入	(1) 預入方法 一括預入 (2) 預入金額 スーパー定期 … 1円以上300万円未満 スーパー定期300 … 300万円以上1,000万円未満 (3) 預入単位 1円単位
5. 支払方法	満期日以後に一括して支払いします。
6. 利息	(1) 適用金利 固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (2) 利払方法 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 (3) 計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	(1) 個人のお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優をご利用の場合はかかりません。) ※平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息には、「復興特別所得税」(0.315%)が追加課税されます。 (2) 法人は総合課税となります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	(1) 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) (2) 個人の場合は、マル優の取扱いができます。



## スーパー定期預金〔単利型〕(2/2)

10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. リスクに関する重要事項	預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険制度により預金者1人あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。当金庫に決済用預金（当座預金・無利息型普通預金等）以外の預金が複数ある場合は、それらの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14. その他参考となるべき事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。



## スーパー定期預金〔複利型〕(1/2)

平成26年3月3日現在

1. 預金の種類 商品名	自由金利型定期預金 (M型) 〔複利型〕 預入金額 300 万円未満 … スーパー定期 預入金額 300 万円以上 … スーパー定期 300
2. 販売対象	個人のみ
3. 契約期間	(1) 定型方式… 3年、4年、5年 (2) 満期日指定方式… 3年超5年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入	(1) 預入方法 一括預入 (2) 預入金額 スーパー定期 … 1,000 円以上 300 万円未満 スーパー定期 300 … 300 万円以上 (3) 預入単位 1円単位
5. 支払方法	満期日以後に一括して支払います。
6. 利息	(1) 適用金利 固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (2) 利払方法 満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6カ月毎の複利計算
7. 税金	お利息には 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 （マル優をご利用の場合はかかりません。） ※平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息には、「復興特別 所得税」（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	(1) 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） (2) マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6カ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の 入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. リスクに関する 重要事項	預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険制度により預金者1人あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 当金庫に決済用預金（当座預金・無利息型普通預金等）以外の預金が複数ある場合は、それらの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは



杜の都信用金庫

## スーパー定期預金〔複利型〕(2/2)

	<p>全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客様さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14. その他参考となるべき事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

